

開 会	
議 長	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>12番の松岡議員のほうで、ちょっと遅れるということでございますので、ご報告を申し上げます。</p> <p>開会に先立ちまして、お知らせをいたします。</p> <p>執行部より議会全員協議会の開催の申し出がありますので、これを許可いたします。本会議終了後、引き続き全員協議会を開催したいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、ただ今から、令和3年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を開会し、直ちに会議を開きます。</p> <p>なお、本日の出席議員は、16名で会議は成立いたします。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
議 長	<p>本日の議事日程につきましては、お手元に印刷配布のとおりであります。ご了承ください。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、7番 仲山寛議員、8番 佐々木紀嘉議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日3月25日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>組合長</p>
組 合 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>組合長としてごあいさつさせていただきます。</p> <p>本日ここに、令和3年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中多数ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、今定例会でお諮りします議案等は、同意案件1件、議案6件でございます。案件が多くございますので、併せて議事日程表をご確認くださいようお願いいたします。</p> <p>同意第1号は、監査委員の任期満了に伴いまして、監査委員の選任について、お諮りするものであります。</p> <p>次に、議案第1号から第3号まで、組合職員の人事・給与等に係る条例改正(案)について、3件ご審議をお願いいたします。</p> <p>議案第4号は、契約事務手続きに係る条例制定(案)について、ご提案するものです。</p> <p>次の、議案第5号は、市町村職員退職手当組合の規約改正等について、当組合議会</p>

	<p>の議決が必要とされる案件でございます。</p> <p>議案第6号は、令和2年度補正予算（案）でございます。</p> <p>補正予算（第1号）にて、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ38,168千円を減額し、予算総額を2,036,014千円とする減額補正（案）をお諮りします。</p> <p>歳入では、4款繰入金と8款地方債を減額することでお諮りしますが、5款繰越金では増額のご提案をいたします。</p> <p>歳出では、2款総務費、3款施設運営費、5款予備費の減額について、お諮りします。</p> <p>議案第7号は、令和3年度当初予算（案）でございます。</p> <p>令和3年度一般会計予算（案）は、総額1,586,147千円を計上することとして、ご提案いたします。</p> <p>対前年度比488,035千円の減額にてお諮りするものでございます。</p> <p>歳入予算では、特に、1款分担金及び負担金を増額とする他は、主に4款繰入金、5款繰越金等が減額となっております。</p> <p>歳出予算では、主に2款総務費、3款衛生費、5款予備費等々が減額となりますが、他方、4款公債費は増額となっております。</p> <p>以上、概略ではございましたが、提案理由のご説明とさせていただきます。</p> <p>議案等、多数でございますが、いずれも大変重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長	提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 同意第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>同意第1号の前に、冒頭に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前にお届けしておりましたファイル綴じのものがあります。皆さんには5部の資料があるかと思えます。議案書それから令和2年度補正予算書、それから令和3年度当初予算書、負担金の内訳書、それから施設改修基金の資料が入っていると思えます。ご確認のことと思えますが、ありますでしょうか。</p> <p>次に、本日机上にお届けしているものを確認申し上げます。</p> <p>まず、議事日程表をお届けしております。</p> <p>それから、先ほど組合長のごあいさつにありましたが、この書面、提案理由とあいさつ文ですね、それから監査委員の経歴書がございますかと思えます。これは、後でご返却願いたいと思えます。それから全員協議会の次第、それと、全員協議会の今度は資料になりますけれども、説明書きがあるかと思えます。</p> <p>全員協議会の資料につきましては、またこれも後で返却願いたいと思えます。</p> <p>以上、簡単ですが、資料の説明でございます。すべてお手元でございますでしょうか。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」</p> <p>甘木・朝倉・三井環境施設組合監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>本日付け、組合長名でございます。</p> <p>提案理由を申し上げます。</p>

	<p>議案書に記載しておりますとおり、令和3年2月23日をもって任期満了となられております藤野丈夫氏について、同氏にご留任いただきますことについて、ご提案申し上げます。2期目の選任について、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>なお、藤野氏の経歴書をご用意してございます。ご参照ください。</p> <p>書面は後で回収いたしますので、会議終了後はご退席の際、机上に置いたままでお願いいたします。</p> <p>なお、同代表監査委員様は2月23日で任期満了となっておりますが、監査委員の職務につきましては、本日までの約1カ月間、同氏に引き続きご依頼して、職務を遂行していただいております。このことをご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、地方自治法第197条ただし書きにおいて、監査委員が任期満了して監査委員の身分を失っても、後任が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないということで規定されておりますので、申し添えさせていただきます。</p> <p>当初、この議会は2月8日開催の予定でございましたが、諸般の事情がありまして、本日に開催時期を遅らせたものでございます。そのような事情がございますので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>1番 堀尾議員</p>
1番 堀尾議員	<p>すみません、問題とかじゃなくて、一つお尋ねしたいんですけど。</p> <p>21年生まれということでございます。</p> <p>ということは75歳ですね、年齢的なことではないのかなという気もするんですけど、その辺がちょっと気になりましたので、この人が不適とかいうわけじゃなくて、若い人もおらっしゃるのかなとか、そういうことがありましたので、ちょっとお尋ねしたいと思っております。以上です。</p>
議長	施設課長
施設課長	<p>年齢要件とかは法的にございません。</p> <p>おっしゃるような向きはいろいろ勘案するところもあるかと思いますが、経歴書にもありますとおりですね、まだ矍鑠としてありまして、きちっとしていただいておりますし、この留任をお願いしたときも、意欲的に頑張るということでおっしゃられておりますので、よろしいかと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、同意第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。</p> <p>本案件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。</p>
日程第5	

議 長	<p>日程第5 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、組合長名でございます。</p> <p>提案理由を申し上げます。</p> <p>議案書に記載しておりますとおり、当該条例の規定中に、一部瑕疵があることが確認されましたので、条例改正により訂正、修正するというものでございます。</p> <p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>別紙にて条例改正案でございますが、新旧対照表形式で提案しております。</p> <p>ご覧のとおり、第4条第3項の規定を一部修正しますことのご提案です。</p> <p>概要を申し上げますと、特に選挙等の事情によりまして、特別職の職員が年度の途中、月の半ばにおいて就任または退任となることがございます。この場合に、年額報酬の日割り計算、その算定方法に関する規定を改めるものとなります。</p> <p>従前は、「30で除す」というふうな表現となっていたものを、「その月の現日数で除す」に改めるものでございます。</p> <p>以上が、財務処理上で不都合が生じることがございますので、適切な表現に修正するものでございます。以上で終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>本案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の4ページをお願いいたします。</p>

	<p>議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」 標記条例案を別紙のとおり提出する。 本日付け、組合長名であります。 提案理由を申し上げます。 当組合の臨時給与制度につきましては、基本的に筑前町の例に即した運用とすることを旨としております。そのため給与条例ほか、関連条例の多くは準用規定により、筑前町の条例に準拠する形式を取り、整理されております。ついては、当該条例についても同様に整備し直すとともに、併せて事務の合理化を図りたいということでございます。</p> <p>議案書の5ページをお願いいたします。 別紙にて条例改正案をお示ししております。 全部改正ということでございまして、条文すべてを改めまして、第2条で、筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を準用する旨、定めたものとなっております。</p> <p>先に申し上げましたとおり、当組合の他の条例と関連条例で多く用いております、こうした準用規定で筑前町の条例に全面的に準拠する形式を採用させていただきたいと思っております。</p> <p>ついては、併せて、事務の合理化も図っていききたいということでございます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を、採決します。 本案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第3号 「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p>

	<p>標記条例案を別紙のとおり提出する。 本日付け、組合長名であります。 提案理由を申し上げます。 議案書記載のとおり、先にご提案しました、職員の勤務時間、給与等に関する条例の改正、こちらに伴いまして、併せて本条例の改正も必要となつてまいりますのでございます。当該条例の準用部と関連部を一部改めるものであります。 議案書の7ページをお願いいたします。 条例改正案、新旧対照表提示でご提案しております。 以後、新たに、本条例において適用することとなります筑前町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、その名称等を、関係条例、条文中に表記すると、修正を加えたものになっております。 つきましては、第15条第1項及び第4項並びに第21条第1項第1号の関係、3カ所について、記載事項を改めるものでございます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 本案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第3号「甘木・朝倉・三井環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長</p>
施設課長	<p>それでは、議案書の9ページをお願いいたします。 議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」 標記条例案を別紙のとおり提出する。 本日付け、組合長名であります。 提案理由を申し上げます。 議案書記載のとおり、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について、その契約の種類を条例で定めるということについて、お諮りするものでございます。</p>

	<p>いわゆる会計年度独立の原則の例外として、債務負担行為によらず、長期継続契約により複数年にわたる契約を締結することができる契約でございますけれども、これにつきましては、令の167条の17で規定されている役務の提供に該当する契約であること。有り体で言いますと、条例で定められている契約に限られるということになっております。</p> <p>しかしながら、当組合では、この条例を定める前は、長期継続契約を締結している例が散見されるということが発覚しましたので、これを機に例規を適正に整備しようとするものでございます。</p> <p>議案書の10ページをお願いいたします。</p> <p>別紙にて条例の制定案をお示ししております。</p> <p>当組合の他の条例等で用いております例を採用しまして、準用規定により、筑前町における同条例に全面的に準拠する形の条例として、ご提案するものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番 佐々木議員</p>
8番 佐々木議員	<p>長期継続契約というのは何年以上を指すのですか。契約の長期というのは。</p>
議長	<p>施設課長</p>
施設課長	<p>5年までを長期契約ということになります。</p>
議長	<p>例えば。</p>
施設課長	<p>例えばですね、電算システムソフトウェアのライセンス契約とか、そういうものがありますけれども、他、多くあるのが車のリースとか、また同じように電算システム機器のリースとか、そういう契約になりますけど、5年までということでございます。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
8番 佐々木議員	<p>5年が長期になるんですか。契約が。</p>
議長	<p>施設課長</p>
施設課長	<p>まず、第一に大原則としまして、会計年度独立の原則というのがありまして、1年単位で予算を切っていかなければなりません、このように何年間のスパンですということになってくると、これはもう法律の概念上長期の契約等で謳った契約でないといけないよ、ということになってまいります。そのようなことをご理解いただきたいと思えます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>本案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。</p> <p>本日付け、組合長名でございます。</p> <p>提案理由を申し上げます。</p> <p>令和3年4月1日に、新たに田川地区広域環境衛生施設組合が設置され、退職手当組合に加入しますことから、退職手当組合の規約変更が必要とされてまいっております。</p> <p>このことに伴い、地方自治法第290条の規定により、当組合の議会の議決、こちらのほうが求められているものでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>退職手当組合の規約の一部を変更する規約(案)を掲載しております。</p> <p>13ページ、14ページでは、規約別表におきまして、変更部に係る新旧対照表を付けております。</p> <p>以上、いずれも当組合に議会の議決を求める旨、退職手当組合からの依頼に基づきまして、退職手当組合から提示がありましたとおりの内容でご提案するものでございます。以上で終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を、採決します。</p> <p>本案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」は、原案のとおり可決されました。</p>

日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第6号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」</p> <p>令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、組合長名であります。</p> <p>それでは、令和2年度一般会計予算の補正、補正(第1号)について、ご説明します。</p> <p>別冊の補正予算書をお手元をお願いいたします。</p> <p>補正予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>第1条、第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,168千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,036,014千円とする旨、規定しております。</p> <p>それから、地方債の補正がございますので、第2条でその旨、第2表によることとしております。</p> <p>第2表、地方債補正は、4ページの掲載となっております。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>一般廃棄物処理事業債について、補正後の限度額の欄に、減額後の400,900千円を計上しております。</p> <p>年次改修工事を起債対象事業としまして、事業費の90%を起債借入いたします。</p> <p>この案件では、入札の実施により、事業費、契約金額が減額となっております、既に400,900千円にて福岡県の起債同意を得ておるところでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をいたします。</p> <p>まず、1 総括の歳入です。</p> <p>4款繰入金は50,000千円の減で、皆減とすることでご提案いたします。</p> <p>それから、5款繰越金を36,232千円の増で、106,232千円、8款地方債は24,400千円の減で400,900千円の計上でお諮りいたします。</p> <p>なお、4款繰入金の減額補正につきましては、当初予算では施設改修基金からの基金繰入、こちらのほうを計上しておりましたけれども、後に施設改修基金は目的基金であることから、そもそも基金の趣旨に該当する事情もなく、繰入れを行うのは不適切であるということが判断されましたので、当初予算編成方針が誤りであったものとして、これを修正するものでございます。ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、今後の基金運用の方針につきましては、現在事務局で検討を進めております段階でありますので、追って別にご提案さし上げますまで、今少しお時間をいただきたいと思います。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>次に、歳出でございますが、2款総務費が3,711千円の減で、100,239千円、3款施設運営費が30,100千円の減で1,684,574千円、それから、5款予備費を4,357千円の減で40,643千円とすることでお諮りします。</p> <p>令和2年度から長期包括運営委託契約の締結によりまして、歳出におきます支出の</p>

動向が従来と異なったものとなってまいりました。

5款予備費につきましては、従来歳出で項目立てしておりました施設整備の修繕費ですね、こういった高額な案件がありましたけれども、令和2年度からこれがなくなりましたので、必要とすべき額が軽減されてまいっております。今後予備費の予算計上額は削減させていただきたいと考えております。

それでは、詳細の説明に移ります。

7ページをお願いいたします。

2、歳入をご覧ください。

4款繰入金は、先に申し上げました事情により50,000千円の減額で、皆減とすることでお諮りします。

5款繰越金は、1項1目1節前年度繰越金で36,232千円の増で、106,232千円の計上となります。令和元年度決算から前年度繰越金106,232千円を計上するものでございます。

8款地方債は24,400千円の減です。起債対象事業、年次改修工事の費用額が入札減となったことから、相応分を減額するものでございます。

次に、8ページ、3の歳出をご覧ください。

2款1項1目一般管理費は3,711千円の減額で、99,568千円とすることでお諮りします。

3節職員手当は人事院勧告に基づきます措置で、期末手当、勤勉手当を減額すること、それから、管理職手当を減額することでお諮りするものです。

期末手当、勤勉手当につきましては、人勧対応ということでご説明は割愛させていただきます。合わせて78千円の減でございます。

管理職手当は、当初予算計上の600千円、これを皆減するものでございます。筑前町からの派遣職員、当組合の施設課長が該当しますが、こちらのほうが筑前町の人事により、筑前町で課長補佐であったものが課長に昇格しました。これに伴いまして、これまでは組合で負担しておりました管理職手当を皆減とするものでございます。

併せて、18節負担金補助金及び交付金のほうをご覧くださいなのですが、説明欄の下のほうになりますが、派遣職員負担金が1,064千円の増となっております。これも先ほどの管理職と同じですが、筑前町から派遣されております職員の人件費、こちらのほうの組合から支出する負担金分、これが職員の昇格によりまして負担金が増額となったものでございます。

上のほうに戻りまして、10節需用費でございます。

10節需用費は、印刷製本費で1,000千円の減としております。見学者用パンフレットの作成費として計上しておりました約900千円、他の減額でございます。

今般の新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢から、ウイルス感染防止のため、令和2年度は学校からの施設見学の受け入れを中止いたしました。見学者に配布する予定で増刷予定としておりましたパンフレットでございますので、そのパンフレットの増刷数の見込みが立たなくなりましたので、本年度の予算執行は見合わせることにしたものです。

12節委託料は2,396千円の減で、施設屋外管理委託料、他2件で、合わせて2,396千円の減になります。いずれも入札で、契約金額が削減されたことによる減額分でございます。事業はすべて完了済みでございます。

14節工事請負費は687千円の減です。豪雨雨水対策工事として今後計画しておりました3件の工事がございましたが、すべて予算執行済みで、残額分を減額するものでございます。

	<p>次に、3款1項1目ごみ処理運営費ですが、目の合計では29,150千円の減額ということでお諮りするものでございます。</p> <p>12節委託料では1,996千円の減であります。増額補正1件、減額補正2件でございませう。</p> <p>説明欄一番上の項目で、可燃ごみ外部運搬処理委託料は、429千円の増としております。補正後は24,509千円の計上となります。</p> <p>事業の委託先は久留米市宮の陣クリーンセンターでございますけれども、委託料の算定にあたりましては、前年度の実績を参照して処理単価額になります。前年度の宮の陣クリーンセンターのごみの搬入量、それからごみ処理経費を勘案して決定されるということになります。</p> <p>令和2年度は久留米市で算定されました処理単価の額が、当初予算で想定しておりました額より高くなったことによりまして、予算の増額をお願いするものでございませう。ご理解賜りたいと思ひます。</p> <p>それから、減額分につきましては、精密機能検査委託料、他1件で、合わせて2,425千円の減であります。いずれも契約金額と入札で減額となっております。それを減額するものでございませう。</p> <p>14節工事請負費は27,154千円の減です。契約金額が入札で削減されたので、執行残を減額いたします。</p> <p>3款1項2目リサイクルプラザ運営費は950千円の減でお諮りします。</p> <p>12節委託料の950千円の減額は、入札による予算執行残の減額です。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>5款予備費は、先に申し上げましたような事情で4,357千円を減額しまして、40,647千円でお諮りいたします。</p> <p>それでは、以下、その他付属資料について簡単に触れさせていただきます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>10ページ、補正給与費明細書を添付しております。概要のみ申し上げます。</p> <p>(2)の給料及び職員手当の増減額の明細で、区分のところの職員手当をご覧ください。</p> <p>職員数が少のございませうので、人勸で減額になった期末・勤勉手当の額は、合計でも78千円でございます。その他、増減の600千円の減額は管理職手当分でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>参考といたしまして、地方債の現在高見込に関する調書を添付しております。</p> <p>普通債のうち衛生債は年次改修工事分で、災害復旧費が法面災害復旧工事分になります。</p> <p>災害復旧分は、令和3年度で償還が終了いたします。年次改修工事分の償還最終年度は令和9年度となります。</p> <p>詳細な説明は省略させていただきますけれども、令和2年度末現在高見込額は、合計で1,803,137千円となる見込みでございませう。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

	<p>これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第6号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 本案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員です。 したがって、議案第6号「令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第7号「令和3年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の16ページをお願いします。 議案第7号「令和3年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」令和3年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。本日付け、組合長名でございます。 それでは、令和3年度の当初予算案について説明いたします。 まず、初めに、予算編成上の歳出予算の枠組み、こちらのほうに一部変更がございますのでご説明申し上げます。 お手元の予算書をご覧ください。 11ページをお願いいたします。 歳出の3款で予算の編成、構成を一部変更しております。 長期包括運営委託契約の締結に伴いまして、3款施設運営費の歳出費目、支出項目が大幅に減少しましたので、3款の予算編成を大幅に簡略化し、款、項、目の名称等変更するなど行っております。 まず、従来3款施設運営費としておりましたところを、3款衛生費、それから、1項施設運営費としておりましたところを、1項清掃費というふうに予算の目の名称を改めております。 次に、名称変更しましたところで1項清掃費におきましては、さらにでございますが、従来1目ごみ処理運営費、それから2目リサイクルプラザ運営費というのがございましたが、これを二つ統合いたしまして、新たに1目塵芥処理費を新設します。 併せて、リサイクル工房運営費、こちらにつきましては、3目であったものを2目に改めます。 それから、従来リサイクルプラザ運営費、カゴ・コンテナ洗浄施設の清掃費とございましたが、そちらのほうは廃目ということにしております。 以上、お踏まえおきいただきまして、以下この明細によってですね、予算説明をお聞きいただきたいと思います。 それでは、予算書の1ページをお願いいたします。 令和3年度当初予算案につきましては、令和3年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。ということとしまして、第1条、第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,586,147千円とすること。</p>

それから、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によることと規定しております。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

先のとおり、当初予算の総額は1,586,147千円で、対前年比488,035千円の減であります。

まず1、総括の歳入ですけれども、主なところを申し上げますと、1款分担金及び負担金が1,467,016千円で、対前年比10,191千円の増、4款繰入金は8,000千円で、対前年比42,000千円の減、5款繰越金が40,000千円で、対前年比30,000千円の減、等々でご提案となります。

なお、8款地方債は、前年度比425,300千円の減額で、こちらのほうは皆減、みんな減ということになります。

5ページをお願いいたします。

次に、歳出となりますけれども、主なところでは、2款総務費が89,326千円で、対前年比14,624千円の減、3款衛生費が1,214,632千円で、対前年比500,042千円の減、4款公債費は261,549千円で、51,664千円の増、5款予備費が20,000千円で、対前年比25,000千円の減、等々でご提案いたします。

それでは、詳細な説明に移ります。説明が必要と思われる箇所に絞って説明させていただきます。

予算書記載の順に、歳入から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

最初に、1款分担金及び負担金ですが、総額1,467,016千円の計上で、対前年比10,191千円の増額です。

市町村負担金の合計の表示がございませんが、市町村負担金は総額1,462,000千円でございます。対前年比12,000千円の増額の計上でご提案しています。各市町村の負担金につきましては、掲載のとおりでございます。

令和3年度から汚染負荷量賦課金45千円は、別掲としております。

2款使用料及び手数料は、過去のごみ搬入量実績に基づく推計から、総額45,367千円の計上で、対前年比1,703千円の減でお諮りします。

次に、6ページ一番下の欄ですけれども、3款財産収入ですが、うち2項1目物品売払収入についてでございますけれども、総額15,348千円の計上で、対前年比1,601千円の減額でお諮りしております。

今般のコロナウイルス感染症の問題が、資源化物、例えば2級鉄など、こちらから外に出して売り払ったりするものでございますが、その処理費用、それとか取引単価等の市場価格にも影響を与えております。すでに、一部売払単価、契約額の下落が見られておまして、例年のような収益を見込められないような状況となっております。

7ページをお願いいたします。

4款繰入金の1項1目基金繰入金は8,000千円の計上で、対前年比42,000千円の減です。

施設改修基金の運用につきましては、長期包括運営委託、こちらを導入しましたことによりまして、当該基金を担保すべき具体的な目途が失われてきてまいっております。

したがって、基金を精査するなど、または、違う考え方では、今後の事故とか災害に備えて、想定外の支出に備えるものとして、今後もこの基金を担保するとか、

いろいろな考え方があると思いますが、今後の運用の方針については、いくつかプランを考えておるところでございますけれども、この後またご報告することとしたいと思います。

令和3年度の当初予算につきましては、8,000千円の計上ということでお諮りしておりますが、これは、後に歳出で説明いたします給水設備災害対策工事費として計上する8,000千円、これについては、年内の施設改修基金の目途に該当するものとして、こちらのほうから財源充当することとしてご提案しているところでございます。

次に、5款1項1目繰越金は、1節前年度繰越金で40,000千円を計上しております。対前年比30,000千円の減でお諮りします。

7款諸収入ですが、うち2項1目雑入では、総額10,000千円の計上で、対前年比2,561千円の増としております。

こちらのほうは4年次計画で、今まで進めてきておりました年次改修工事、これが完了しましたことから、操業する時間がですね、従来どおりになります。延びてまいります。このことから売電収入が2,000千円以上増収になることを見込んでおります。

歳入の説明を終わりました、歳出に移ります。

8ページをお願いいたします。

1款議会費は、例年とほぼ同様ですので、説明は割愛いたします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、1節報酬が、総額11,782千円の計上で、対前年比3,342千円の減です。会計年度任用職員を6名から5名に、1名減員することによる減額、これでお諮りいたします。

3節職員手当につきましては、総額14,461千円の計上で、対前年比186千円の増になっております。

9ページをお願いいたします。

12節委託料は、総額10,925千円の計上で、対前年比3,767千円の減です。令和2年度の単年度事業分としてありましたホームページのパッケージ更新、それからネットワークシステムの更新、これで約7,000千円ほど、令和2年度は単年度事業として上げておりました。この7,000千円が減額分に相当してまいっておるということでご理解ください。

10ページをお願いいたします。

引き続き、12節委託料の続きになりますけれども、令和3年度の単年度事業分としましては、循環型社会形成推進地域計画策定業務ということで、2,573千円の計上がございます。

10ページの上のほう、委託料の説明欄、こちらのほうをご覧いただきたいんですけども、一番下のほうの項目になります、現在のごみ処理施設は令和9年度で閉鎖し、新施設を建設する計画でありますことから、係るスケジュール感に合わせて、新施設建設に必要とされる計画、こちらのほうを策定するというので、これに伴います業務の委託料、その経費を計上しております。

2款総務費、1項1目一般管理費の説明は、以上で終わります。

次の、2款1項2目施設改修基金費、こちらのほうの説明は割愛いたします。

11ページをお願いいたします。

2款2項1目監査委員費は、ほぼ例年どおりでございます。こちら説明を割愛いたします。

3款衛生費をご説明いたします。

先に触れましたとおり、3款は予算編成を変更しておりますので、お踏まえおきく

ださい。

3款1項1目塵芥処理費の10節需用費でございます。

10節需用費は1,573千円で、対前年比858千円の減です。毎年修繕費等で単年度事業分のみ計上することとなりますけれども、令和3年度は、焼却施設の見学者用窓ガラス補修で858千円、それからもう一つ、ストックヤードシャッター補修で715千円を計上いたします。

なお、ここで計上しております修繕費でございますけれども、これらのものはですね、長期包括運営委託契約において、組合の所管とされる部分についてのみ計上するものでございます。今述べましたことにつきましては、受託者側JFE所管のものではございませんので、念のため申し添えます。

具体的には、組合の所管となりますのは、施設の建屋それから外構に関するところの維持管理費になりますけれども、これが組合負担分ということで、契約ではなっておりません。一応ご説明申し上げます。

3款1項1目12節委託料は、1,198,614千円の計上で、対前年比13,866千円の減額です。

長期包括運営委託業務の委託料は、総額1,117,644千円の計上で、対前年比では5,346千円の減となっております。昨年計上していた単年度事業2件がありましたけれども、長期包括運営事業モニタリング業務、それから年次改修工事の精査委託業務等が削減されまして、これらが主な削減要因となっております。

委託料の説明欄の上から3段目の項目をご覧ください。

給水設備災害対策工事費の精査業務委託、こちらは新規計上の単年度事業になります。次の14節で説明します工事費の設計積算の費用になります。667千円の計上です。

14節工事請負費は8,000千円の計上で、対前年比464,654千円の減額です。4年次計画で実施してきました年次改修工事が令和2年度で完了しましたことで400,000千円からの減額ということになってまいります。

給水設備災害対策工事費として計上する8,000千円でございますが、災害等で送電電力を失った場合、送られてくる電力が失われた場合でございますが、施設の操業に必要な事業用水、これを確保できるよう設備を改善する費用でございます。

緊急時には上水道を確保することができなくなることがございますので、地下水を活用することができないかということで、現在調査中でございます。既存の水中ポンプの更新、施設内に給水管を配置することを計画中でございます。

3款1項1目塵芥処理費については、以上で終わります。

11ページをお願いいたします。

11ページの一番下から次項にわたって3款1項2目リサイクル工房運営費を掲載しておりますが、こちらは例年とほぼ同様でございますので、説明を割愛します。

12ページをお願いいたします。

4款公債費につきましては、1項1目元金が256,351千円で、対前年比50,376千円の増となります。主に平成29年度から令和2年度で実施した年次改修工事費、こちらの起債償還分になります。

1項2目利子は5,198千円で、対前年比1,288千円の増です。

最後に、13ページをお願いいたします。

5款予備費でございます。予備費は20,000千円の計上で、対前年比25,000千円の減でございます。

補正予算のところでもご説明申し上げましたように、長期包括運営委託契約の導入によりまして、予算計上額は縮減することとしております。

	<p>以上で、歳出の説明を終わります。</p> <p>引き続き、14ページ以降、予算の補足資料の概要について、簡単にご説明申し上げます。</p> <p>14ページから19ページにかけて、給与費明細を添付しています。</p> <p>給与費等につきましては、筑前町に準じて支出を行っております。詳細の説明は割愛させていただきます。</p> <p>なお、14ページで、2の一般職（1）の総括、その比較の欄で、職員数が1減、それから、次の15ページでは、イの会計年度職員の比較の欄で、職員数が1減となっております。</p> <p>続けて16ページをお願いいたします。</p> <p>（2）の給与及び職員手当の増減額の明細では、報酬が3,242千円の減になっておりまして、説明欄に記載のありますとおり、以上はすべて会計年度任用職員1名の人員減によるものでございます。会計年度職員は3年度以降、1名減員の5名といたします。</p> <p>給与費明細については、以上でございます。</p> <p>ページ飛びまして、20ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書を添付しております。3件ございますが、いずれも令和2年度から令和9年度までのものになります。掲載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>地方債の現在高見込みに関する調書を付けております。</p> <p>普通債のうち衛生債が年次改修工事分、それから災害復旧費が法面の災害復旧工事分になります。災害復旧工事分は令和3年度で償還が終了します。29年度から令和2年度までにわたって被災しました年次改修工事分は、令和9年度に償還終了となります。</p> <p>令和3年度中、元金償還見込額を256,351千円と推計しまして、令和3年度末償還現在高見込額は1,508,682千円となる見込みでございます。</p> <p>予算書に基づきます説明は、以上でございます。</p> <p>最後に、市町村負担金について、説明を加えます。</p> <p>A4判1枚ものでございます。</p> <p>令和3年度負担金の内訳及び納期別金額（5市町村）として資料を用意しております。裏面は市町村負担金前年度比較表になっております。お手元をお願いします。</p> <p>ご提案します市町村負担金額は1,462,000千円でございます。</p> <p>区分算定内訳では、運営費が1,200,481千円、設置費が261,519千円になります。市町村の負担金内訳は掲載のとおりです。</p> <p>なお、算定基礎となる市町村の案分割合についてでございますけれども、人口割につきましては、国調人口、国勢調査人口をベースとしまして、4年ごとに変更しております。次回は令和4年度の当初予算をお示しする際に変更となります。</p> <p>また、運営費の算定基礎となる処理量割につきましては、各市町村のごみ搬入量、これの前年度実績を基礎として案分率を算定します。</p> <p>したがって、この案分率については、毎年変動をしております。以上、お踏まえおきいただきたいと思います。</p> <p>これで説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>

議 長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第7号「令和3年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、採決します。 本案件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第7号「令和3年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 閉会にあたり、組合長よりあいさつの申し出がっておりますので、許可いたします。 組合長</p>
組 合 長	<p>すべての合意案件を含めまして、議案、承認いただきました。誠にありがとうございました。 執行にあたりましては、十分またご意見をいただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>組合長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 令和3年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を閉会いたします。 (14時04分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 員</p> <p style="text-align: center;">議 員</p>